

学校体育施設ご利用の皆様へ

令和5年4月1日から

学校体育施設を利用する時、料金が必要になります。

唐津市立の小中学校の学校体育施設を利用する場合、事前に「学校体育施設利用許可申請書」の提出が必要になります。また、屋内運動場（体育館）及び剣道場の利用が **有料** となり、利用券が必要となります。ただし、中学生以下の団体は無料で利用できます。

使用料が必要となる学校体育施設

屋内運動場（体育館）

開放学校名	使用料 (1時間当たり)	使用面
東唐津小学校 高島小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 呼子小学校	200円	1面
外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 佐志小学校 鏡山小学校 大志小学校 浜崎小学校 箆木小学校 相知小学校 名護屋小学校 打上小学校 小川小中学校 七山小中学校	200円	1面
第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	400円	2面

剣道場

開放学校名	使用料 (1時間当たり)	使用面
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	100円	全面

屋外運動場、テニスコートについては無料ですが、夜間照明は別途使用料がかかります。

※利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含みます。

※使用料については、利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げます。

利用券の販売場所・問い合わせ

※令和5年4月1日販売開始となりますので、4月1日から利用される方には事前に購入することが出来ず、ご不便をおかけしますが、当日に利用券を購入後、使用されてください。

☆唐津市スポーツ協会 (73-2888) ☆教育委員会教育総務課 (72-9157)

☆浜玉市民センター産業・教育課 (53-7105) ☆巖木市民センター産業・教育課 (53-7112)

☆相知市民センター産業・教育課 (53-7125) ☆北波多市民センター産業・教育課 (53-7135)

☆肥前市民センター産業・教育課 (53-7145) ☆鎮西市民センター産業・教育課 (53-7155)

☆呼子市民センター産業・教育課 (53-7165) ☆七山市民センター産業・教育課 (53-7177)

学校体育施設利用フロー

